

# 学生懲戒規程

## (目的)

**第1条** この規程は、昭和女子大学学則第47条、昭和女子大学大学院学則第40条及び昭和女子大学専門職大学院学則第38条の規定に基づき、学生の懲戒に関する取扱いについて必要な事項を定める。

## (基本方針)

**第2条** 懲戒処分は、その対象となる不正行為の様態、結果等を総合的に検討し、不正行為と懲戒処分との間に均衡を失しないよう、教育的配慮に基づいて行わなければならない。

## (懲戒の対象)

**第3条** この規程の対象となる者は、昭和女子大学の学部学生及び大学院学生（以下「学生」という）とする。

2 科目等履修生、研究生の取扱いは、この規程に準ずる。

## (懲戒となる行為)

**第4条** 懲戒処分の対象となる行為（以下「不正行為」という）は、次のとおりとする。詳細は、別表の「学生懲戒の標準例」による。

- (1) 社会的諸秩序に対する侵害行為や犯罪行為
- (2) 重大な交通法規違反行為
- (3) キャンパス・ハラスメント行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) 飲酒における禁止行為
- (6) 学内における禁止行為
- (7) 学問的倫理に反する行為
- (8) 脅迫行為
- (9) 無許可行為
- (10) 上記(1)～(9)に該当しないが、これらの行為に準ずるものとして、大学が懲戒と判断する行為

## (懲戒とする期間)

**第5条** 学生が懲戒対象となりうる期間は、当該学生が本学の学籍を有する期間とする。

## (懲戒の種類及び内容)

**第6条** 懲戒の種類は、次のとおりとし、教育的配慮に基づき、カウンセラーとの面談や反省文の作成等の更生プログラムを課すことがある。

- (1) 退学 本学学生としての身分を喪失させ、再入学の対象としない。
- (2) 停学 一定期間、学生の教育課程の履修、研究活動及び課外活動等を停止させる。
- (3) 訓告 文書をもって厳重に戒める。

## (停学の期間)

**第7条** 停学の期間は当該学期、又は翌学期の授業期間内の2週間以上6か月以内、又は翌学期すべての期間とする。

- 2 停学の期間は、在学年数に含めず、所定の納入金の納入を必要とするものとする。ただし、停学の期間が4週間以内の場合には、在学年数に含めることができる。
- 3 停学期間の休学の願い出は受理しないものとする。
- 4 停学期間に退学した者は再入学の対象としない。

### (事実関係の調査)

- 第8条** 懲戒の対象となる行為又はその疑いのある行為があった場合は、当該学生の所属する学科若しくは専攻で調査し、報告書を学生部長に提出する。
- 2 調査期間中に休学を願い出た場合も調査は継続し、復学後に懲戒となることがある。退学を願い出た場合は調査を継続し、その結果に基づき再入学を認めないことがある。

### (学生の弁明)

- 第9条** 前条の調査にあたり、事前に学生に対して、要旨を口頭又は文書で告知し、口頭又は文書による当該事実に関する弁明の機会を与えなければならない。
- 2 前項の定めにかかわらず、行為が重大犯罪であり、明白と認められる等特段の事情がある場合は、この限りでない。
- 3 弁明の機会を与えたにもかかわらず、当該学生が正当な理由がなく欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

### (懲戒決定までの手続)

- 第10条** 学生部長は報告書を元に懲戒の可否、懲戒の種類及び内容について学長に上申する。
- 2 懲戒が妥当と学長が判断した場合、懲戒の種類及び内容について大学部局長会で意見を聴取した上で、学長が決定する。

### (懲戒の通知・発効)

- 第11条** 懲戒の通知は、学長が行う。
- 2 学長は、学生と保証人に対して懲戒の内容を文書により通知する。

### (不服申立て)

- 第12条** 前条第2項の通知を受けた学生は、事実誤認、新事実の判明その他の正当な理由がある場合は、その存在を示す資料を添えて、文書により学長に不服申立てを行うことができる。
- 2 前項の不服申立ては、懲戒の発効日から起算して14日以内に行わなければならない。
- 3 学長は、前項の不服申立てを受理したときは、不服申立審査委員会（以下「委員会」という）を設置し、速やかに再調査の可否を判断しなければならない。
- 4 委員会は、次の委員をもって構成する。第10条第2項の決定時に大学部局長会に出席した者については、委員とすることはできない。
- (1) 総務部長
  - (2) その他学長が必要と認める者
- 5 委員会に委員長を置き、総務部長をあてる。
- 6 委員会は第3項において、再調査を却下する場合又は再調査の必要がないと判断した場合は、学長に上申する。学長は決定後、速やかに当該学生に文書で通知するものとする。
- 7 委員会が再調査の必要があると判断した場合は、弁護士等専門家の出席を求めることができる。
- 8 委員会は、当該不服申立てについて調査を行う。
- 9 前項の調査にあたり、必要に応じ、事実関係の調査を行った学科長若しくは専攻主任の意見を聞くことができる。

### (再審議)

- 第13条** 委員会は大学部局長会で再調査の結果を報告し、意見を聴取する。
- 2 学長は、前項の意見聴取の結果に基づき、懲戒の取消し若しくは変更又は不服申立ての棄却を決定する。

(公示)

- 第 1 4 条** 第 11 条第 2 項の通知を受けた学生が不服申立てをしなかった場合、又は第 13 条で懲戒が決定した場合は、学長は遅滞なく公示する。
- 2 公示する事項は、学科若しくは専攻、学年、懲戒の種類及び懲戒理由とし、氏名及び学籍番号は明記しないものとする。
  - 3 公示期間は、1 週間とする。
  - 4 公示は学生ポータルサイトで行うものとする。
  - 5 当該学生の更生度合い、プライバシー保護の必要性の高さその他の教育的配慮の必要性等の特段の事情がある場合は、学長の判断により当該公示の全部又は一部を公開しないことができる。

(事務)

- 第 1 5 条** 学生等の懲戒に関する事務は、教学支援センター学生支援課において行う。
- 2 学生等の懲戒に関する記録は全て教学支援センター学生支援課で永久保管する。

(改廃)

- 第 1 6 条** この規程の改廃は、大学部局長会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条）学生懲戒の標準例

No	事由	懲戒処分の標準例			
		退学	停学	訓告	
1	社会的諸秩序に対する侵害行為や犯罪行為	殺人、強盗、誘拐、放火等凶悪犯罪、又は未遂行為	○		
		暴行、傷害、脅迫、窃盗、横領、恐喝、又は詐欺/賭博/住居侵入・器物破損行為	○	○	
		不正薬物等不正所持、又は使用等行為	○	○	
		専有離脱物横領行為(放置自転車の無断使用等)	○	○	
2	重大な交通法規違反行為	無免許運転、飲酒運転(補助を含む)、暴走運転等悪質な交通法規違反	○		
		公共交通機関等の不正乗車(定期券の不正使用、学割の不正使用等)	○	○	
3	キャンパス・ハラスメント行為	優位な地位を背景に圧力を加え、権利・名誉や人格を著しく傷つけるような行為	○	○	
		上記を含むあらゆる場での差別的な扱い、及び就学上の利益、又は不利益を与えようとする関係を利用した、個人の尊厳を侵害する全ての行為	○	○	
		性的な意味合いを持つ、相手が望まない言葉や性的な誘いや要求などの行為	○	○	○
4	情報倫理に反する行為	コンピュータ、ネットワーク、情報通信機器の不正使用	○	○	○
		SNS(ソーシャルネットワークサービス)等の不適切な使用	○	○	○
		インターネット上への大学及び大学関係者(教職員・学生)に関する誹謗中傷するような言動、秘密を察知されるような言動、又は名誉を損なうような言動の書き込み	○	○	○
5	飲酒における禁止行為	飲酒を強要し、死に至らしめる行為、又はアルコール中毒等の被害を与える行為	○		
		未成年者と知りながら飲酒を勧める行為	○	○	
		未成年者の飲酒行為	○	○	○
		飲酒を拒む者に強要して飲酒させた行為	○	○	○
6	学内における禁止行為	学内での飲酒行為		○	○
		他の学生の学修、研究および教職員の教育研究活動等を妨害する行為	○	○	○
		学生証の他人への貸与・譲渡、他人の学生証を使用する行為若しくは学生証を偽造する行為	○	○	○
		大学の建物など財産に損害を与える行為	○	○	○
		本学が公認した団体以外の団体の学内での活動	○	○	○
		建物内外での騒音を出す行為		○	○
7	学問的倫理に反する行為	指定場所以外での喫煙		○	○
		自動車・オートバイでの登校			○
8	禁止行為・脅迫行為	論文の盗用	○	○	○
		物理的・言語的・書面・サイバーなどによる脅迫行為	○	○	○
		他者に身体的・精神的危害を加える行為、ストーカー行為、人権侵害行為	○	○	○
9	無許可行為	武器の所持(ナイフなど凶器となり得る物、花火等の火薬類、毒物等の危険物、銃火器、その他それらに類する物)	○	○	○
		大学の名前を無許可で使用して行う学外活動 (例) 掲示、パンフレット・チラシの配布、集会の開催、募金・物品等の販売行為等	○	○	○
10	上記1~9に該当しないが大学が懲戒と判断する行為	虚偽の申告、不正な利益供与、その他の本学の規則に違反する行為、本学の名誉・信用を失墜させる行為、学生の本分に著しく反する行為等	○	○	○